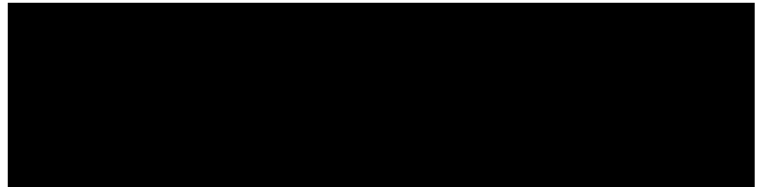


陳 述 書

令和7年 6 月 19 日

住所



氏名

浅沼智也



1 はじめに

人質司法は人権侵害です。黙秘や否認をしている被疑者・被告人に対し長期身体拘束をすることは心身ともに悪影響を与えることであり冤罪に繋がりうることを私は身をもって体験しました。社会と断絶されている期間が長ければ長いほど、社会復帰が難しくなり、失った時間も戻ってくることはありません。

2 逮捕前の生活

私は、逮捕される以前には、「Transgender Japan」という団体の共同代表を務めていました。この団体は、全てのトランスジェンダーが差別されることのない社会、トランスジェンダーの人権擁護を遵守する社会の実現を目指して、私と知人が立ち上げた団体です。私は共同代表の一人として、トランスジェンダーのリアルな声を届けたい、もっと認知度をあげて人権を確保したいという思いから心血を注いで活動を行っていました。

具体的には、毎年のトランスマーチの開催実施を中心的活動としつつ、トランスジェンダーに関する多角的な情報発信を行うなどして、精力的に活動していました。その中でもトランスマーチを行ったのは日本で初の試みで、団体の中核的な活動として大盛り上がりを見せていました。逮捕されるまでの間に実施されていた第1回、第2回のトランスマーチが大盛況に終わり、そのおかげで、微力ながらもトランスジェンダーの認知度が上がり、団体としてもこれから更に発展していこうというところでした。

3 突然の逮捕

そんな中、令和5年9月下旬頃、「Transgender Japan」で私とともに共同代表を務める一人が、ある女性（後に本件事件の被害者を名乗ることになる女性です。）との間でトラブルとなりました。その結果、その女性は昼夜問わず、私や団体に対してこの共同代表の辞任等を求めてくるようになりました。時には、私や団体宛てにこの女性から昼夜を問わず、長文のメールが送り続けられたりしました（ひどいときには深夜3時頃に及ぶこともありました。）。私及び団体は、団体として女性が求めるような対応を取ることは難しい旨伝えました。しかし、そのせいなのか、その女性は、突如「浅沼から性暴力を受けた」旨のメッセージを不特定多数の人が入っているグループLINEに送り、それ以降私や団体や誹謗中傷されるようになりました。そのため、私は徐々に心身共に疲弊していく日々が続いていました。

そんな日が続いていた令和6年3月14日、突如、私の家に青森警察署の警察官が来ました。警察は、私の言い分も聞かずに、先ほどの女性に対する強制わいせつ罪の容疑で私の家を搜索し、そのまま、強制わいせつ罪の嫌疑で私を逮捕したのです。後で知ったところによれば、先ほどの女性が、令和6年1月10日に私から性加害を受けた、などという■■■■被害届を青森県警察に提出していたようでした。

4 逮捕～勾留までの状況

私は、自宅に対する家宅捜索が実施された後、そのまま逮捕され、その日の内に、東京から青森まで連れていかれました。青森に行くまでの間、つまり、新幹線に乗車している間やそれまでの移動中は、公衆の面前にもかかわらず、手錠をはめられ罪人のように扱われました。それまで刑事事件なんて自分には関係ないと思っていたので、大きな衝撃と悲しみが押し寄せ、頭が真っ白になりました。

その後、弁護士の先生が来てくれるまでの間に、警察官に対して、先ほど述べたトラブルの経緯をお話ししました。今回の事件が女性のでっちあげだと分かってほしかったからです。でも、警察の中では、女性の言い分だけに基づいて作られたストーリーがもう既に出来上がっているようで、私の言い分は全く聞いてもらえず、そのまま、勾留されることが決まりました。私は逮捕翌日から実名報道されトランスジェンダーであることからひどいバッシングを受けていました。実名報道により一瞬にして社会的信用を失い、どんどん事態が悪くなっていくにもかかわらず留置施設にいる自分には、弁解できる機会はないので「一刻も早く外に出るために、罪を認めたほうが良いのではないか。」などと何度も考えました。

5 留置施設での取調べ状況、生活状況

- (1) 逮捕・勾留されてからの留置施設での生活はとても苦しいものでした。

まず、取調べでは、担当刑事さんからは、最初の取調べの際に「自分は大声を出したり、机を叩いたりしないから安心して。」などと言われました。私はそれを聞いて「取り調べてそんなに怖いところなんだ。」と強い恐怖心を感じたことを覚えています。結局その後の取り調べでも、わざと私の目の前でファイルを落として音を出したり、指をボキボキ鳴らしたりして威圧的な取調べをされました。その上、私の人格を否定したり、刑事の考えを押し付けてきて「あなたの考えが間違っている」という趣旨のことを頻繁に言われて、つらかったです。その中でも、私がトランスジェンダーであるからなのか、温泉で入浴する際に男風呂と女風呂のどちらに入るのか、性器はタオルで隠さないのか、などと、専ら事件とは関係のない私の性に関する質問が日常的にされていたことが本当に苦しかったです。
- (2) 留置施設での生活の中で特に精神的に苦しかったのは、入浴時、排泄時に無配慮な対応をされたことです。具体的には、独房で排泄をしようとする、看守がわざわざ立ち止まったり、そばに来たりして、興味本位で私の排泄しているところをじっと見てくるのです。直接見ないように配慮してくれる看守もいましたが、一部の看守は、私が見ないようにお願いをしても、それを無視してじっと見てきたため、本当に苦痛でした。更に、入浴時にも、明らかにトランスジェンダーである私への興味本位のためだけに、じっと私の身体を見てくる看守がいました。私が着脱する場面から、身体を洗っている場面、その後、お湯につかる場面まで、じっと私の身体を見てくるのです。それが本当につらかったので、一度だけ「そんなに見てくるのは嫌です。」とも言ったのですが、聞き入れてもらえず、入浴時

は毎回ずっと恥ずかしい思いをしていました。

このような排泄時や入浴時の対応が続いたため「ここまで苦しいなら、認めてしまおうか。この3畳半の地獄の空間から外に出たい。」そんな風に思うようになりました。

それでも、最初の10日間の勾留が終わった後、一度、裁判所が検察官の勾留延長を却下してくれたことがありました。そのときは「これで外に出られる」と思って本当に嬉しかったのですが、すぐに検察官が不服申立てを行い、それが認められてしまいました。そのときに感じた絶望感は本当に強いものでした。当時、私は先ほどのTransgender Japanの仕事とは別に、訪問看護師の仕事もしており、週4日勤務で常時5、6人の利用者を受け持っていました。そのため、勾留延長によって更に10日拘束されることが分かり、「また、この地獄が続くのか。会社にも迷惑をかけてしまうし、どんどん社会復帰ができなくなってしまう。解雇されるのではないか。こういう自由がじゃない状況が続いて長引けば長引くほど、あたかも自分がやったように会社の人たちに思われてしまうのではないか。報道だけの情報でどんどん信用が落ちて行ってしまうのではないか。」「2週間に一回打っているホルモン注射はどうしたら良いのか。」など、たくさんのことを考えて、本当に悲観したことを今でも覚えています。

正直、その後（勾留延長後）の10日間は、あまりのショックで自分の感覚がマヒしてしまったこともあるのか、取調べの辛さに慣れてしまっている自分もいました。ただそれでも「どうして裁判が始まってもしないのに、また有罪になってもいないのに、23日間も拘束されるのか。」「黙秘する自分が悪いのだろうか。」そんなことを思っただけで済みました。裁判前に敵の陣地で一人で囚われているような感覚で、休まる時間がないことがとても苦しかったです。

それから10日間が経過し、令和6年4月4日、私は暴行罪で起訴されました。

6 保釈請求の度重なる却下状況

- (1) 起訴されたことで、更に勾留が長引くことが分かったときは、本当に絶望しました。まだ裁判が始まってもしないのに、これだけ拘束されて、これから裁判がどうなっていくのかも分からない中で、独房に閉じ込められて、留置番号で呼ばれて生活する日々は、まさに裁判前に既に刑罰を受けているような感覚でした。
- (2) それでも弁護士の先生から保釈請求という権利があることを聞き、裁判所なら分かってくれると思って、すぐに1回目の保釈請求をしました。しかし、裁判所は、「罪証隠滅のおそれ」「逃亡のおそれ」があることを理由として、保釈を認めませんでした。

そこで、私は、2回目の保釈請求の際には、証拠隠滅が出来ないことを分かっていただけのように、「携帯所持の禁止」「被害者とされてる女性のいる青森県から遠く離れた他県にある実家への在住」「被害者とされている女性及び事件関係者との接触禁止」を条件とした上で保釈を請求しま

した。しかし、それでも、具体的な却下理由は一切明記されないまま「罪証隠滅の恐れ」「逃亡の恐れ」を理由に却下されました。その後、更に準抗告を申し立てたのですが、それも一回目の保釈のときと何ら変わらない理由で棄却されました。私は、この2回目の保釈請求の際には、保釈条件についてかなりハードルを上げたつもりでした。それでもあっけなく却下されて、しかも、裁判所から届いた書面には、「罪証隠滅」「逃亡」のおそれを裏付けるような明確な理由も一切書かれていなくて、全く腑に落ちず、納得できませんでした。

そこで、第3回目の保釈請求をすることにしました。3回目の保釈請求と準抗告は弁護士の先生ではなく、全て私自身で行いました。保釈請求書も準抗告申立書も、全て私の手書きで作りました。2回目の保釈請求からは約2週間ほど時間を要してしまいましたが、この書面では、私の無実を晴らすために必ず裁判をすること、むしろ闘うため逃げないこと、闘うために証拠隠滅など自分に不利になるようなことをしないことを詳しく書きました。それでもあっけなく保釈請求が却下されました。全文手書きで自分の思いを率直に書いていたものだったので、今回は裁判官も分かってくれるんじゃないか、と思っていたので、本当にショックでした。既に自宅の差押が数カ月以上前に実施されていて、関係者らにも接触できないように実家で居住することを誓約しているのに証拠隠滅のおそれがあるっていうのも納得できませんでしたし、看護師という社会的地位もあるのに、否認しているからそれを捨てて逃亡する可能性がある、というのもあまりに短絡的で納得できませんでした。しかも、裁判所から届いた書類には定型的事実があっさり書いてあるだけで、「コピペじゃないか。」と思いました。手書きで書いた保釈請求がコピペのような簡単な内容であっけなく却下されてしまったこともあり、このときが一番ショックでした。

私がここまで保釈請求を求めているのには理由がありました。留置施設の中での生活が本当に苦しかったことも当然の前提ですが、実は父がガンになって入院したことを起訴後に家族から知らされていたからです。家族によれば、父は、既に癌のために体調が極めて悪化していたのですが、私が起訴前に逮捕・勾留されていた時点では、私が心身共にしんどい状況だったため、あえて私にはそれを伏せていた、しかし、起訴されることが決まってしまったためやむを得ず知らせることにした、とのことでした。私は、保釈請求が却下され続け、今後の裁判もどうなるか分からない中で、本当に「この間に父が亡くなってしまったらどうしよう。」という思いがどんどん大きくなっていました。

このような不当に身体拘束される日々は、孤独との闘いでした。独房の中での生活は自由とは程遠く心身ともに本当に辛く、トランスジェンダーであること故の苦痛もあり、更に病気の父に一刻も早く会いたいという状況でした。そのため、「この地獄のような日々から一刻も早く逃れるために虚偽の自白をしたほうが良いのではないかと、独房の中で何度も何度も自問自答をしました。それでも、私の事件は、幸いにも接見等禁止決定がついていませんでした。そのため、連日のように、私の友達や知人が交

代で面会に来てくれて、限られた時間ですが、なんとか外部の世界との接触を保つことができ、支えてもらったからこそ、諦めずに、ぎりぎりのところで踏みとどまることができました。

それでも、その後行った4回目の保釈請求もあっけなく却下されてしまいました。私は何度保釈請求をしても、抽象的で、定型的なコピペのような理由付けだけで保釈請求を却下する裁判所の姿勢を見て、「裁判所も検察とグルになって押さえつけて言うことを聞かせようとしているのではないか？」とすら思いました。まさに国家権力対個人という構図があるように感じ、「一個人にすぎない自分には何をしても無駄なのではないか。」と思うようになり絶望的な気持ちになりました。本当に、この頃の留置施設での生活は、常に自白と隣り合わせで苦しいものでした。常に自分の中で天秤が揺れ動いている感じだったのです。というのも、看守が「へいへい。ごめんなさい、って言って罰金払ってパパッと終わらせればよいんだよ。認めればすぐに自由になれるし、そういう人なんていっぱいいるよ。」などと言って私に語りかけてくるのです。特に、運動場で運動する時間があるときに、近くに看守が複数いるので、そのときに話しかけてくるのです。私はその度に心が折れそうになりました。

- (3) そんな生活が続いて私のメンタルヘルスはぼろぼろになっていました。独房で自殺してやろうかと思うほどに追い込まれていたことは何度もあります。その他にも、留置施設では、私が要望をした結果、定期的にホルモン注射するために医療機関へ連れて行ってくれるようにはなったのですが、その実施方法は、手錠をされたまま臀部に注射されるような屈辱的なものでした。注射以上に重要なはずの専門医による診察や身体状況の確認、十分なカウンセリング等は全く受けられなかったもので、このことも私にとっては大きな負担でした。また、歯痛についても適切な医療機関を受診させていただくこともできませんでした。

7 ようやく保釈請求が許可された時の状況

その後、第一回の公判期日の後に改めて保釈請求を行ったところ、なぜか保釈がすんなり許可されました。しかし、この公判期日の前後での保釈請求書の内容はほとんど変わっていません。こちらが提案していた保釈条件も変わっていません。この保釈許可にあたって指定された「携帯所持の禁止」

「被害者とされてる女性のいる青森県から遠く離れた他県にある実家への在住」「被害者とされている女性及び事件関係者との接触禁止」等の保釈条件は、既に第2回の保釈請求の際にこちらが提案していたものです。しかも、第一回目の公判で審理が大きく進行したわけでもありません。被害者尋問も私の被告人質問も実施されず、検察官の請求証拠の一部が取り調べられただけです。このような状況にもかかわらず、保釈を認めることができるのであれば、どうして2度目の保釈請求の時点で保釈が許可されなかったのだろうか、と強い違和感を感じました。まさに、裁判が始まるまでは保釈を認めない、という裁判所の不合理な態度を感じました。

その後、複数回の公判期日を経て、令和7年1月16日、無罪判決が宣告され

ました。しかし、無罪判決を得ても、私の心は晴れませんでした。逮捕勾留されている間に失ってしまったものがあまりに大きかったからです。

8 私が身体拘束で失ったもの

私は今回の身体拘束でたくさんのものを失いました。性犯罪者として実名報道されたことで、看護師及びトランスジェンダーとしての社会的信用を著しく傷つけられました。勾留期間中に予定していたTransgender Japanのイベントには参加できませんでしたし、現在も私は、この団体の活動に参加することは事実上できなくなっています。更に映画「I am Here-私たちはともに生きている」の上映会等の仕事についても全て中止となりました。他にも、令和6年4月～6月の間に予定されていた複数の大学での継続講演や、看護協会での講演なども全て中止になりました。

また、身体拘束期間中に3畳ほどの狭い部屋に閉じ込められていたためなのか、今でも狭い部屋を見ると逮捕勾留されていた頃の生活を思い出し、動悸がして、過呼吸気味になってしまいます。刑事裁判の終わった後も、人質司法で味わった精神的苦痛が日常の生活に影を落としています。

9 最後に

被告人にも人権があります。私は当時、被告人になりましたが、犯罪者にはなっていなかったはずです。裁判前に否認をすると拷問のように身体拘束をされ、国家権力により、裁判前なのに自分がまるで罪人という烙印をおされて、罰せられているような気持ちを味わいました。

日本で、これ以上人権が侵害されることがあってはなりません。私が今回のことで失った時間は二度と戻ってきません。しかし、それでも、私と同じように人権と限られた人生を奪われる被疑者・被告人を二度と出さないためにも、この裁判が人質司法に終止符を打つものとなることを願っています。

以上